

安全・ 安心部		北九州市 立消費生 活センタ ー	北九州市戸 畑区汐井町 1番6号	第3類	館長
	北九州市 立消費生 活センタ ー	北九州市 計量検査 所	北九州市小 倉北区親和 町6番2号	第4類	所長

を

文化スポーツ部		北九州市 立埋蔵文 化財セン ター	北九州市小 倉北区金田 一丁目1番 3号	第3類	所長
		北九州市 立長崎街 道木屋瀬 宿記念館	北九州市八 幡西区木屋 瀬三丁目1 6番26号	第3類	館長
安全・ 安心部		北九州市 立消費生 活センタ ー	北九州市戸 畑区汐井町 1番6号	第3類	館長
	北九州市 立消費生 活センタ ー	北九州市 計量検査 所	北九州市小 倉北区親和 町6番2号	第4類	所長
		北九州市 立美術館	北九州市戸 畑区西鞆ヶ 谷町21番	第1類	館長

に

		1号		
	北九州市立自然史・歴史博物館	北九州市八幡東区東田二丁目4番1号	第1類	館長
	北九州市立松本清張記念館	北九州市小倉北区内2番3号	第2類	館長
	北九州市立文学館	北九州市小倉北区内4番1号	第2類	館長

改め、同表の保健福祉局保健医療部保健衛生課の項中「保健衛生課」を「生活衛生課」に、「北九州市門司区大字猿喰1342番地の4」を「北九州市門司区大字猿喰1342番地の8」に、「北九州市八幡西区洞北町2番地の4」を「北九州市八幡西区本城五丁目6番1号」に改め、同表の子ども家庭局子ども家庭部の項中

児童文化科学館	北九州市立こども文化会館	北九州市小倉北区下道津四丁目3番2号	第4類	館長
	北九州市立かぐめよし少年自然の家	北九州市小倉南区大字頂吉451番地	第3類	所長

を

児童文化科学館	北九州市立こども文化会館	北九州市小倉北区下道津四丁目3	第4類	館長
---------	--------------	-----------------	-----	----

に

		番 2 号		
--	--	-------	--	--

改め、同表の建設局の項中

施設部	北九州市 東部浄化 センター	北九州市小 倉北区西港 町 9 6 番の 3	第 3 類	所長
	北九州市 西部浄化 センター	北九州市八 幡西区夕原 町 1 番 1 号	第 3 類	所長
	北九州市 東部整備 事務所	北九州市小 倉北区大手 町 1 番 1 号	第 2 類	所長

を

	北九州市 東部整備 事務所	北九州市小 倉北区大手 町 1 番 1 号	第 2 類	所長
--	---------------------	-----------------------------	-------	----

に

改め、同表の門司区役所保健福祉課の項中

北九州市 立新門司 保育所	北九州市門 司区吉志一 丁目 3 1 番 1 号	第 4 類	所長
北九州市 立早鞆保 育所	北九州市門 司区清見二 丁目 2 番 1 5 号	第 4 類	所長

を

--	--	--	--

北九州市 立新門司 保育所	北九州市門 司区吉志一 丁目31番 1号	第4類	所長
---------------------	-------------------------------	-----	----

に

改め、同表の小倉北区役所保健福祉課の項中

北九州市 立今町保 育所	北九州市小 倉北区今町 二丁目13 番9号	第4類	所長
北九州市 立篠崎保 育所	北九州市小 倉北区皿山 町20番1 号	第4類	所長

を

北九州市 立今町保 育所	北九州市小 倉北区今町 二丁目13 番9号	第4類	所長
--------------------	--------------------------------	-----	----

に

改める。

別表第2の消費生活センターの項を削り、同表の東部市税事務所 市民税課  
西部市税事務所 市民税係の項第1号中「普通徴収」の次に「及び年金所得に係る特別徴収」  
を加え、同表の東部市税事務所 法人税務課（東部市税事務所に限る。）の項  
西部市税事務所 門司税務課（東部市税事務所に限る。）  
小倉南税務課（東部市税事務所に限る。）  
を削り、同表の東部市税事務所 若松税務課（西部市税事務所に限る。） 市  
西部市税事務所 八幡東税務課（西部市税事務所に限る。）  
戸畑税務課（西部市税事務所に限る。）  
市民税係の項第2号中「普通徴収」の次に「及び年金所得に係る特別徴収」を

加え、同表 東部市税事務所の項の次に次のように加える。  
西部市税事務所

埋蔵文化財センター

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 所の管理運営に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査に関すること。
- (4) 出土品その他の考古学的資料の整理、収蔵及び研究に関すること。

長崎街道木屋瀬宿記念館

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 館の管理運営に関すること。
- (3) 木屋瀬宿に係る史料に関すること。
- (4) 木屋瀬地域の文化の振興に関すること。

消費生活センター

調査係

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 生活関連物資対策に関すること。
- (3) 総合食料品小売センターに関すること。
- (4) 家庭用品等の表示に係る立入検査等に関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。

消費生活係

- (1) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 消費者の啓発及び教育に関すること。
- (3) 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (4) 消費生活に係る事業者の指導に関すること。
- (5) 消費者団体及び消費者リーダーの育成に関すること。
- (6) 消費生活審議会に関すること。
- (7) 区における消費生活相談窓口に関すること。

計量検査所

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 計量器の定期検査に関すること。
- (3) 計量に係る立入検査に関すること。
- (4) 計量思想の普及に関すること。
- (5) その他計量の指導及び取締りに関すること。

美術館

普及課

普及係

- (1) 館の庶務に関する事。
- (2) 館の管理運営に関する事。
- (3) 美術の普及に関する事。
- (4) 美術品取得基金の管理に関する事。

学芸課

学芸係

- (1) 美術品等の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 美術館資料の調査研究に関する事。
- (3) 美術についての講演会、講習会及び講座等の開催に関する事。
- (4) 美術相談に関する事。

自然史・歴史博物館

普及課

庶務係

- (1) 館、課、自然史課及び歴史課の庶務に関する事。
- (2) 館の管理運営に関する事。

普及係

- (1) 博物館の広報に関する事。
- (2) 特別展の総合調整に関する事。

自然史課

- (1) 自然史資料等の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 自然史資料等の調査研究に関する事。
- (3) 自然史等についての講演会、講習会及び講座等の開催に関する事。
- (4) 自然史等の相談に関する事。

歴史課

- (1) 歴史資料等の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 歴史資料等の調査研究に関する事。
- (3) 歴史等についての講演会、講習会及び講座等の開催に関する事。
- (4) 歴史等の相談に関する事。

松本清張記念館

庶務係

- (1) 館の庶務に関する事。
- (2) 館の管理運営に関する事。

#### 企画係

- (1) 松本清張についての文学資料等の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 松本清張についての文学資料等の調査研究に関する事。
- (3) 松本清張の作品についての特別展及び文学講座等の開催に関する事。
- (4) 松本清張についての情報の集積及び発信に関する事。

#### 文学館

##### 庶務係

- (1) 館の庶務に関する事。
- (2) 館の管理運営に関する事。

##### 企画係

- (1) 市にゆかりのある文学者に係る文学資料等の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 市にゆかりのある文学者に係る文学資料等の調査研究に関する事。
- (3) 特別展、文学講座等の開催に関する事。
- (4) 北九州市自分史文学賞についての情報の集積及び発信に関する事。
- (5) 文学の相談に関する事。

別表第2の精神保健福祉センターの項及び障害福祉センターの項を次のように改める。

#### 精神保健福祉センター

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 使用料及び手数料の収納に関する事。
- (3) 薬品の購入並びに1件30万円以下の医療用機器材の購入、修繕等の契約及び検収に関する事。
- (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する普及啓発及び調査研究に関する事。
- (5) 関係諸機関に対する技術支援及び教育研修に関する事。
- (6) 精神障害者の社会復帰に必要な相談、指導等に関する事。
- (7) 精神医療審査会に関する事。

- (8) 精神障害者保健福祉手帳交付についての判定及び自立支援医療（精神通院医療に限る。）の要否の判定に関すること。

#### 障害福祉センター

##### 障害者福祉係

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 心身障害者の更生、援護等の相談に関すること。
- (3) 心身障害者の医学的、心理学的及び職能的検査、診断及び判定並びにこれらに基づく必要な指導に関すること。
- (4) 心身障害者巡回相談に関すること。
- (5) 心身障害者福祉に係る思想の普及に関すること。
- (6) 身体障害者福祉業務についての調査及び研究に関すること。
- (7) 身体障害者の自立支援医療（更生医療に限る。）の要否の判定に関すること。
- (8) 戦傷病者の更生医療の要否の判定に関すること。
- (9) 身体障害者及び戦傷病者の補装具の要否、処方及び適合判定に関すること。
- (10) 地域リハビリテーションの技術支援に関すること。
- (11) 心身障害者の機能回復訓練に関すること。
- (12) 中途視覚障害者緊急生活訓練に関すること。
- (13) 介護実習・普及センター（福祉用具プラザ北九州）に関すること。
- (14) 関係職員の専門技術研修に関すること。

##### 障害認定係

- (1) 障害程度区分認定事務（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

別表第2の「かぐめよし少年自然の家」の項中「かぐめよし少年自然の家」を「たしろ少年自然の家」に改め、同表の環境科学研究所の項中「環境科学研究所」を「環境科学研究所」に改め、同表の環境科学研究所環境研究課の項中「、課」を削り、同表の東部農政事務所農政係（東部農政事務所を西部農政事務所農政第一係（東部農政事務所を除く。）の項中「農政係（東部農政事務所を除く。）」を「農林施

「たしろ少年自然の家」に改め、同表の環境科学研究所の項中「環境科学研究所」を「環境科学研究所」に改め、同表の環境科学研究所環境研究課の項中「、課」を削り、同表の東部農政事務所農政係（東部農政事務所を西部農政事務所農政第一係（東部農政事務所を除く。）の項中「農政係（東部農政事務所を除く。）」を「農林施

「たしろ少年自然の家」に改め、同表の環境科学研究所の項中「環境科学研究所」を「環境科学研究所」に改め、同表の環境科学研究所環境研究課の項中「、課」を削り、同表の東部農政事務所農政係（東部農政事務所を西部農政事務所農政第一係（東部農政事務所を除く。）の項中「農政係（東部農政事務所を除く。）」を「農林施



所に限る。) 農政第一係 (東部農政事務所に限る。)」  
 設係」に改め、同表の東部農政事務所 農政第二係 (東部農政事務所に限る。  
 西部農政事務所  
 )の項中「農政第二係 (東部農政事務所に限る。)」を「農政係 (東部農政  
 事務所に限る。)」に改め、同表の東部浄化センターの項を削り、同表の東  
 西部浄化センター

部整備事務所 工務第二課 下水道第一係の項を削り、同表の港湾工事センター  
 部整備事務所 下水道第二係  
 工事第一係の項に次の1号を加える。

(3) 港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸保全区域内の行為等  
 の規制に関する技術審査に関すること。

別表第2の港湾工事センター工事第三係の項に次の1号を加える。

(3) 港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸保全区域内の行為等  
 の規制に関する技術審査に関すること (他係の所管に属するもの  
 を除く。)

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
 (北九州市会計規則の一部改正)
- 北九州市会計規則 (昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のよう  
 に改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱  
 う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

会計室	会計室次長	会計室 長	会計 管理 者	を
-----	-------	----------	---------------	---

会計室	会計室次長	会計室 長	会計 管理 者	に、
危機管 理室	危機管理課	危機管理課長	危機管 理監	

	都市経営戦略室	都市経営戦略室次長	を	
	行政経営室	行政経営課 施設経営課	行政経営課長 施設経営課長	に、
		世界遺産登録準備室	世界遺産登録準備室長	を
	シティプロモーション部		シティプロモーション部次長	
		世界遺産登録推進室	世界遺産登録推進室長	に、
	市制50周年記念事業推進室		市制50周年記念事業推進室次長	
		課税企画課	課税企画課長	を
		課税課	課税課長	に、
		固定資産税課	固定資産税課長	
	文化スポーツ	文化振興課	文化振興課長	を

部		
---	--	--

文化スポーツ部	文化政策課	文化政策課長
	文化振興課	文化振興課長
	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター所長

に、

民事暴力相談センター	民事暴力相談センター次長
------------	--------------

を

民事暴力相談センター	民事暴力相談センター次長	
美術館	普及課	普及課長
	学芸課	学芸課長
松本清張記念館	松本清張記念館副館長	
文学館	文学館副館長	

に、

保健医療部	地域医療課	地域医療課長
-------	-------	--------

を

保健医療部	保健医療課	保健医療課長
-------	-------	--------

に、

	保健衛生課	保健衛生課長	を
	生活衛生課	生活衛生課長	に、
	男女共同参画推進部	男女共同参画推進部次長	を
男女共同参画推進部	男女共同参画推進課	男女共同参画推進課長	に、
	雇用開発課	雇用開発課長	を
	雇用開発室	雇用開発室次長	に、
	貿易振興課	貿易振興課長	を
	緊急経済・雇用対策室	緊急経済・雇用対策室次長	を
	貿易振興課	貿易振興課長	に、
産業誘致部	誘致課	誘致課長	を

企業立地支援部	企業立地支援課	企業立地支援課長
---------	---------	----------

に、

建設局	総務部	総務課	総務課長	建設局長
		下水道経営課	下水道経営課長	

を

建設局	総務部	総務課	総務課長	建設局長
-----	-----	-----	------	------

に、

施設部	公園建設課	公園建設課長
	施設課	施設課長
	水質管理課	水質管理課長
	東部浄化センター	東部浄化センター所長
	西部浄化センター	西部浄化センター所長

を

	公園建設課	公園建設課長
--	-------	--------

に、

下水道河川部	水環境課	水環境課長
	計画課	計画課長
	設計課	設計課長

を

		保全課長	保全課長	
--	--	------	------	--

	河川部	水環境課	水環境課長	
		河川整備課	河川整備課長	

建築都 市局	総務企 画部	総務課	総務課長	建築都 市局長
-----------	-----------	-----	------	------------

建築都 市局	総務部	総務課	総務課長	建築都 市局長
-----------	-----	-----	------	------------

	政策課			
	調査課			

	政策調査課			
--	-------	--	--	--

	生涯学 習部	生涯学習課	生涯学習課長	
		文化財課	文化財課長	
埋蔵文化財センター			埋蔵文化財センタ ー所長	
美術館	普及課		普及課長	
	学芸課		学芸課長	

に、

を

に、

を

に、

を

松本清張記念館	松本清張記念館副館長
文学館	文学館担当課長

生涯学習部	生涯学習課	生涯学習課長
-------	-------	--------

に

改める。

別表第2の小倉北区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

東部市税事務所	市民税課	市民税課長
	法人税務課	法人税務課長

を

東部市税事務所	市民税課	市民税課長
---------	------	-------

に

改め、同表の小倉南区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

蜷田地域交流センター	蜷田地域交流センター次長
かぐめよし少年自然の家	かぐめよし少年自然の家所長

を

--	--

蜷田地域交流センター	蜷田地域交流センター次長	に
------------	--------------	---

改め、同表の八幡東区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

西部市税事務所	八幡東税務課	八幡東税務課長	を
---------	--------	---------	---

西部市税事務所	八幡東税務課	八幡東税務課長	に、
自然史・歴史博物館	普及課	普及課長	
	自然史課	自然史課長	
	歴史課	歴史課長	

	警防課		を
自然史・歴史博物館	普及課	普及課長	
	自然史課	自然史課長	
	歴史課	歴史課長	

	警防課	に
--	-----	---

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中



	納税課	納税課長			を
	納税課	納税課長			に、
長崎街道木屋瀬宿記念館		長崎街道木屋瀬宿 記念館副館長			
教育センター		教育センター所長			を
長崎街道木屋瀬宿記念館		長崎街道木屋瀬宿 記念館副館長			
教育センター		教育センター所長			に

改める。

(北九州市公印規則の一部改正)

- 3 北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「（環境科学研究所長、区長、教育委員会教育長、会計室長、秘書室長、広報室長、契約室長及び技術監理室長を含む。）」を「（会計室長、危機管理監、技術監理室長、区長、教育委員会教育長、秘書室長、広報室長及び契約室長を含む。）」に改める。

別表第1の専用市長印の項中

市税 事務 所専 用北 九州 市長 印	れ い 書	方 24	5	市長名をもってする 市税事務所における 公文書用	市税事務所 市民税課長 、門司税務 課長、小倉 南税務課長 、若松税務 課長、八幡	市税事務所 市民税課、 門司税務課 、小倉南税 務課、若松 税務課、八 幡東税務課
---------------------------------------	-------------	---------	---	--------------------------------	---	---

				東税務課長 及び戸畑税 務課長	及び戸畑税 務課
納税 課専用北 九州市長 印		6	市税事務所納税課に おける督促及び滞納 処分に関する事務用	市税事務所 納税課長	市税事務所 納税課
福祉 事務所専用北 九州市長 印	れ い 書	方 24	7 市長名をもってする 福祉事務所における 公文書用	区役所保健 福祉課長	区役所保健 福祉課

を

税務 専用北九 州市長印	れ い 書	方 24	5 税務部における税務 事務用	財政局税務 部課税課長	財政局税務 部課税課
市税 事務所専用北 九州市長 印			市長名をもってする 市税事務所における 公文書用	市税事務所 市民税課長 、門司税務 課長、小倉 南税務課長 、若松税務 課長、八幡 東税務課長 及び戸畑税 務課	市税事務所 市民税課、 門司税務課 、小倉南税 務課、若松 税務課、八 幡東税務課 及び戸畑税 務課

			務課長		に
納税課専用北九州市長印	6	市税事務所納税課における督促及び滞納処分に関する事務用	市税事務所納税課長	市税事務所納税課	
福祉事務所専用北九州市長印	7	市長名をもってする福祉事務所における公文書用	区役所保健福祉課長	区役所保健福祉課	

改め、同表の専用市長印の火葬専用北九州市長印の項中

保健福祉局 保健医療部 保健衛生課 長	を	保健福祉局 保健医療部 生活衛生課 長	に
------------------------------	---	------------------------------	---

改め、同表の専用市長印の契約事務、登記事務専用北九州市長印の項中

建設局総務部総務課長及び建築都市局総務企画部総務課長	建設局総務部総務課及び建築都市局総務企画部総務課	を	建設局総務部総務課長及び建築都市局総務部総務課長	建設局総務部総務課及び建築都市局総務部総務課	に
----------------------------	--------------------------	---	--------------------------	------------------------	---

改め、同表の専用市長印の区役所専用北九州市長印の項中

--	--	--	--

市長名をもってする区役所における公文書用及び教育委員会教育機関（生涯学習総合センター、埋蔵文化財センター、中央図書館、視聴覚センター、美術館、松本清張記念館及び文学館を除く。）で補助執行する市長事務用

を

市長名をもってする区役所における公文書用及び教育委員会教育機関（生涯学習総合センター、中央図書館及び視聴覚センターを除く。）で補助執行する市長事務用

に

改め、同表の専用市長印の教育委員会専用北九州市長印の項中

市長名をもってする教育委員会事務局及び教育委員会教育機関（生涯学習総合センター、埋蔵文化財センター、中央図書館、視聴覚センター、美術館、松本清張記念館及び文学館に限る。）で補助執行する市長事務用

を

市長名をもってする教育委員会事務局及び教育委員会教育機関（生涯学習総合センター、中央図書館及び視聴覚センターに限る。）で補助執行する市長事務用

に

改め、同表の専用市長印の帳票類専用訂正北九州市長印の項中

市税事務所 市民税課長、 門司税務課長、 小倉南税務課長、 若松税務課長、 八幡東税務課長 及び戸畑税務課長	市税事務所 市民税課、 門司税務課、 小倉南税務課、 若松税務課、 八幡東税務課 及び戸畑税務課
--	--

を

財政局税務部 固定資産税課長 並びに市税事務所 市民税課長、 門司税務課長、 小倉南税務課長、 若松税務課長、 八幡東税務課	財政局税務部 固定資産税課 並びに市税事務所 市民税課、 門司税務課、 小倉南税務課、 若松税務課、 八幡東税務課 及び戸畑税
---	---

に

		長及び戸畑 税務課長	務課
--	--	---------------	----

改め、同表の補助機関等の印の固定資産評価員印の項中

「	<table border="1"> <tr> <td>財政局税務 部課税企画 課長</td> <td>財政局税務 部課税企画 課</td> </tr> </table>	財政局税務 部課税企画 課長	財政局税務 部課税企画 課	を	<table border="1"> <tr> <td>財政局税務 部固定資産 税課長</td> <td>財政局税務 部固定資産 税課</td> </tr> </table>	財政局税務 部固定資産 税課長	財政局税務 部固定資産 税課	に
財政局税務 部課税企画 課長	財政局税務 部課税企画 課							
財政局税務 部固定資産 税課長	財政局税務 部固定資産 税課							

改める。

(北九州市労務職員就業規則の一部改正)

- 4 北九州市労務職員就業規則(昭和39年北九州市規則第96号)の一部を次のように改正する。

別表の保健福祉局保健医療部保健衛生課の項中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改める。

(北九州市技能労務職の主任の設置に関する規則の一部改正)

- 5 北九州市技能労務職の主任の設置に関する規則(昭和43年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「保健福祉局保健医療部保健衛生課」を「保健福祉局保健医療部生活衛生課」に改める。

(北九州市職員衛生管理規則の一部改正)

- 6 北九州市職員衛生管理規則(昭和39年北九州市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務企画局研修・安全管理担当部長」を「総務企画局安全管理担当部長」に改める。

別表第1の建築都市局の所管に属する事業所の項中「建築都市局総務企画部長」を「建築都市局総務部長」に改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

- 7 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表の市民文化スポーツ局の項中

「	<table border="1"> <tr> <td>安 全 ・</td> <td>消費生 活セン ター</td> <td>一般 事務 員</td> <td></td> <td>午前 8時 30</td> <td>午後 5時 15</td> <td>正午から 午後1時 まで</td> <td>日曜日及 び4週間 を通じ4</td> <td></td> </tr> </table>	安 全 ・	消費生 活セン ター	一般 事務 員		午前 8時 30	午後 5時 15	正午から 午後1時 まで	日曜日及 び4週間 を通じ4		を
安 全 ・	消費生 活セン ター	一般 事務 員		午前 8時 30	午後 5時 15	正午から 午後1時 まで	日曜日及 び4週間 を通じ4				

安心部				分	分		日所属長の指定する日	
-----	--	--	--	---	---	--	------------	--

文化スポーツ部	長崎街道木屋瀬宿記念館	一般事務員	早出	午前 8時 45分	午後 5時 30分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	月曜日及び4週間を通じ4日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
			遅出	午後 1時 15分	午後 10時			
安全・安心部	消費生活センター	一般事務員		午前 8時 30分	午後 5時 15分	正午から午後1時まで	日曜日及び4週間を通じ4日所属長の指定する日	
美術館 自然史・歴史博物館		一般事務員 学芸員	早出	午前 8時 45分	午後 5時 30分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
			遅出	午前 9時	午後 5時 45分			
	松本清張記念館	一般事務員	早出	午前 9時	午後 5時 45分	勤務時間中に1時間とし、	4週間を通じ8日所属長の	区分の指定は

に

				分	その時限 は所属長 が定める	指定する 日	、所 属長 が行 う。	
		遅出	午前 9時 30分	午後 6時 15分				
文学館	一般 事務 員	早出	午前 9時 15分	午後 6時	勤務時間 中に1時 間とし、 その時限 は所属長 が定める	4週間を 通じ8日 所属長の 指定する 日	区分 の指 定は 、所 属長 が行 う。	
		遅出	日曜日等	午前 9時 30分				午後 6時 15分
			日曜日等 以外の日	午前 10時 30分				午後 7時 15分

改め、同表の保健福祉局の保健医療部の保健衛生課の項中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改め、同表の門司区役所の保育士の項中「及び早鞆保育所」を削り、同表の注書中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 日曜日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（北九州市準用河川管理規則の一部改正）

8 北九州市準用河川管理規則（昭和51年北九州市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「建設局下水道河川部保全課」を「建設局河川部河川整備課」に改める。